

経済産業省

令和3年10月27日

鉱業権者
各鉱山 殿
鉱業代理人

北海道産業保安監督部
鉱山保安課長

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

日頃から、産業保安行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、皆様におかれましては、危険物運搬車両に対する保安確保について、平素から積極的な取り組みがなされていると承知しております。一たび危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の停滞等、社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

こうしたことを受け警察庁から、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るために、危険物運搬車両に対する指導取締りを例年実施しており、今年度は下記のとおり実施する旨、周知の依頼がありましたのでお知らせします。

つきましては、鉱山関係の危険物運搬車両に対する保安確保に万全を期すようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に特段の配意をもって、各都道府県の実情に応じて、可能な範囲の取組を進めるとのことですので併せて申し伝えます。

記

1 実施期間

令和3年11月1日（月）から11月30日（火）までの1か月間

2 重点対象

消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

3 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り

- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導

以上